

日本共産党を代表されました、高木議員のご質問にお答えします。

はじめに、憲法に関わるお尋ねです。

わが国の今日の繁栄と平和を築くことが出来たのは、平和の理念を明記した憲法が大きな役割を果たしてきたことは言うまでもありません。

憲法については、国会等においてさまざまな議論がなされておりますが、今後とも、わが国が憲法の平和の精神を尊重し、世界の恒久平和の実現に積極的に貢献することを期待するものであります。

次に、国民健康保険事業についてであります。

国保事業を取り巻く状況は、高齢化の進展等から、非常に厳しい状況にありますが、国保税の引き下げについては、国保財政の継続的な安定運営に努める中で、ここ数年来、一定の被保険者負担の軽減を図ってきたところであります。

次に、資格証明書は、被保険者間の納税に対する公平性を確保するために、交付しているものであり、今後も、厳正な対応をまいります。

次に、保険税の申請減免制度につきましては平成15年1月から、長期にわたり低迷する経済実態等から市民生活に配慮しつつ、失業等特別要因に対して拡充したところであります。

平成15年度実績は、減免件数・金額とも前年度比較で、約4倍となっております。

また、低所得世帯に対する一律の減免につきましては、国の「保険基盤安定制度」を活用していただくこととし、一部負担金の減免制度は大規模で広域的な災害等に適用した経過はありますが、過去5年間は実績がありません。

次に介護保険制度であります。

まず、低所得者対策についてであります。現在国が実施している低所得者対策は、保険料および利用料の軽減策が十分でないことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、全国市長会を通じて、国へ要望しているところであります。

次に、特別擁護老人ホームなどの整備につきましては、現在国において国庫補助のあり方について見直しが議論されているところであり、今後の動向を見極めたいと考えております。

次に、要介護認定者に対するサービス内容や職員の配置基準、介護報酬等につきましては、現在、国において制度の見直しの中で、検討がされており、その動向を見守って参ります。

また、保険料や利用料の減免については、本市独自の減免制度を設けているところであります。

次に、生活保護行政についてであります。

母子加算については、現在生活保護制度のあり方に関する専門委員会  
会で検討されており、国の動向を見極めてまいります。

政府に対する働きかけであります。生活保護費国庫負担率の引  
き下げについては、これまで市長会を通じ、県・国に対し地方への  
負担転化はあってはならないと、要請してまいりました。

老齢加算のことについては、困難であります。

また、通院費の支給につきましては、実態に即した適切な対応に努  
めてまいります。

次に、乳幼児医療費助成制度につきましては本年10月から、子育て支援策の一環として制度の拡充を行うこととしているところで  
す。

今後の制度のあり方につきましては、県の動向や、ほかの子育て支援策を含めて総合的に判断したいと考えております。

次に、**RDF** 事業についてです。

**RDF** の品質、維持管理基準については、すでに環境省において第三者機関である「ごみ固形燃料適正管理検討会」が設置され、ガイドラインも示されているところです。

本市独自の第三者機関の設置については考えておりません。

また、ダイオキシン類の測定回数については、法律や環境アセスメントの定めにしたがって実施してまいります。

次に、工場の稼働状況であります。清掃・点検のために、週一度の運休を基本稼働しております。本格稼働直後、異物による破砕歯の損傷により、2号機の停止という事態もありましたが、以後、概ね当初の計画に沿って順調に稼働しているものと考えております。

また、ゴミに含まれるプラスチックの割合であります。去る7月の組成調査では、7.7%となっております。

教育行政についてお答えいたします。

はじめに、少人数学級についてです。

現在、小学校1，2年生の3学級以上かつ35人を越える学級において、県教委と協議し、35人以下の学級編成をおこなっています。今後も少人数学級の実施につきましては、県教委と連携してまいります。

なお、国へ対しましては、全国都市教育長協議会を通じて要望しているところです。

次に、教職員定数充足状況についてです。

国においては、基礎学力の向上と、きめ細かな指導を目指し、平成13年度から、第7次教職員定数改善計画を実施するとともに、少人数指導や習熟度別指導の推進のため非常勤講師を活用するための制度改正を行っているところです。

本市においても、このような国の動向を踏まえ、非常勤講師を活用しながら、少人数指導やチームティーチングの充実を図っているところです。

広島県の教職員定数の充足率が100%未満であるということにつきまして、件からの説明によると、一定の調査期間に非常勤講師

の活用時間が十分でなかった状況があったことなどのためと伺っていますが、今後も県教委と連携・協議しながら、非常勤講師の有効活用を図り、個に応じたきめ細かな指導の充実に取り組んでまいりたいと考えています。

また、欠員補充に関わりましては、引き続き県教育委員会と連携してまいります。

次に、放課後児童クラブ事業の条件整備と児童館建設についてです。

児童の安全確保につきましては、日頃から遊具などの点検を実施したり、児童と一緒に、施設の安全な使い方を再確認するなど、安全意識の高揚を図っており、引き続き、安全教育や安全管理の徹底に取り組んでまいります。

トイレや手洗い場につきましては、学校の既存施設を利用しているところであります。

指導員の配置につきましては、人数の多いクラブや、障害児の居るクラブについて、実態に応じた加配措置を行っているところです。

児童館につきましては、公民館や市民センター等、市内の既存の社会教育施設等が有している教育機能の多面的な活用が図られるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、道路問題についてであります。

福山道路等の現地調査につきましては、事業説明会において、地権者個々の了解を得る中で実施する旨を、常に説明しているところ  
であります。

現在、瀬戸学区の山北地区では、事業者において現地調査の実施  
が可能かを判断するため、地権者個々の了解を確認中と伺っており  
ます。

まお、事業説明会につきましては、円滑な事業推進を図る観点か  
ら、関係者に一層のご理解を得るべく、引き続き、開催の予定と伺  
っております。

次に、危険箇所改善についてです。

道路・水路の安全確保に関する決議の趣旨を踏まえ、平成15年度から3カ年計画で緊急性の高い箇所から、地元土木常設員など関係者と十分な連携を図りながら、順次、取り組んでいるところであります。

また、街路灯の設置、維持管理経費については町内会が負担し、電気料金については、市が負担することを基本としているところであります。

引き続き、危険箇所等の実態把握を行い、計画的に安全対策を実施してまいります。

次に浸水被害についてです。

台風により被災された方々への支援策として、関係課が連携を図り、チームを組んで各戸訪問による相談・現地調査、薬剤配布やリーフレットによる支援制度の周知を行ったところです。

また、ごみ収集等の公衆衛生支援に早期に対応してまいりました。さらに、中小企業者に対しては、福山市緊急支援資金を創設し、対応しているところです。

今後とも、被災された方々の復興支援に、全力で努めてまいります。

次に、このたび浸水した地域への対策につきましては、その浸水要因により様々な対応が必要と考えております。

基本的には、堤防などの海岸保全施設の整備などを伴うことから、国・県と連携した取り組みが必要なため浸水地域における浸水要因などについて、件と現地調査を行うこととしており、併せて、その対策を協議して参りたいと考えております。

また、このたびの台風災害に対し、災害復旧などが、早期かつ効果的におこなわれますよう、今後とも、引き続き国・県に対し要望してまいります。

次に、鞆港の埋め立て架橋についてであります。

鞆地区のまちづくりにおいて、重要な事業として位置づけております。

昭和58年に計画策定した後、景観検討委員会等で、2回の計画見直しを行い、現計画となっており、議論は尽くされたと認識しております。

鞆地区に居住する生活者の大多数の方によりこの事業の早期実現を求める要望書が提出されております。

また、重伝建の選定も急ぐ必要があると考えており、速やかに建や国へ早期事業が出来るよう、協議してまいります。

埋め立て架橋事業により、当地区の抜本的な交通渋滞の解消を図り、また、重伝建選定による町並み保存、および下水道整備などの生活環境整備は架橋事業と併せて取り組むべきものと考えております。

次に、住宅改修に対する助成制度についてであります。

市内の建設業者を取り巻く環境は、以前回復間が乏しい状況であると認識しています。

地域経済の活性化を図るため、公共事業の発注にあたりましては、企業の育成・雇用の確保の観点から、地元企業の活用に努めているところであります。

一般民間住宅への助成制度につきましては、引き続き研究課題といたします。

次に、小規模工事契約登録制度についてであります。

本市におきましては、130万円以下の小規模工事について、業務の簡素化等の観点から、随意契約できることとしております。

この場合においても、地方自治体に定める入札参加資格のあるものを対象としており、資格のない業者などに、小規模とはいえ工事を発注することについては、物品調達業務など、比較的小規模なほかの契約制度との整合性や適正な履行の確保の観点から、慎重に対応する必要があると考えております。

次に、緊急地域雇用創出特別交付金制度についてです。

本市は、制度創設から当年度までの間、78事業を展開し、緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出に努めてきたところです。

本市としては、本制度が本年度末で終期を迎えるため、すでに県市長会を通じて、国に対して要望しているところであります。

次に、同和行政についてであります。

本市の同和行政につきましては、「福山市同和対策審議会答申」を最大限尊重しながら策定した「福山市同和行政基本方針」に基づき、人権・同和問題解決の視点に立ち、必要な施策の推進に努めているところであります。

施策の推進にあたっては、人権・同和行政の円滑な推進に寄与する自主的運動団体との堅密な連携や、行政の透明性の確保の観点に立った「情報公開」などを行っていくこととしているところであります。

引き続き、行政としての創造性・主体性を発揮しつつ、実施期間の最終年度である平成17年度まで「基本方針」に基づいた施策の着実な遂行に努めてまいります。

また、人権交流センターにおける部落解放同福山市協議会への「使用許可」につきましては、福山市人権交流センター条例等に基づき、使用を許可しているものであります。